

予算特別委員会資料

令和3年度予算説明書

こども家庭局

目 次

1. 令和3年度 こども家庭局予算編成について	2
2. 令和3年度 こども家庭局主要施策	4
3. 一 般 会 計	
(1) 歳入歳出予算一覧	15
(2) 歳入予算の説明	16
(3) 歳出予算の説明	20
(4) 債務負担行為	30
4. 特 別 会 計	
〔1〕 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
(1) 歳入歳出予算一覧	32
(2) 歳入予算の説明	33
(3) 歳出予算の説明	35
5. 議 案	
第14号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件	38
第15号議案 神戸市青少年会館条例及び神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件	47

1. 令和3年度 こども家庭局予算編成について

令和3年度 こども家庭局予算編成について

人口減少社会の進展、共働き世帯の増加、児童虐待や子どもの貧困に加え、新型コロナウイルス感染症の流行など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中、子育てに対する負担や不安・孤立感を解消し、子どもの特性や地域の実情を踏まえながら、より良い育ちを実現するための支援が求められています。

令和3年度予算では、「輝く子どもたちの未来を創る」ため、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援のさらなる充実を図り、誰もが安心して子どもを産み育てることができる街の実現を目指していきます。

「仕事と子育ての両立支援」では、保育ニーズに対応した受入れ枠の確保として、約900人分の保育定員を拡大するため、様々な保育定員確保対策を進めます。また、保育人材確保・定着支援として、一時金給付や宿舍借り上げ支援を令和4年の保育ニーズのピークに向けて拡充するとともに、ICT化による負担軽減として登降園管理・午睡チェック等のシステムの導入に取り組みます。あわせて、多様な保育ニーズへの対応として、病児保育施設の運営の安定化や未就学児の集団活動の支援を行うほか、多子世帯への支援の充実として、保育所等における保育料や副食費等の減免を引き続き行います。さらに、学童保育の充実として、学童保育施設の整備や送迎支援の実施などに取り組みます。

「妊娠・出産・子育て期の支援」では、こども医療費助成の対象者を18歳まで拡大するとともに、特定不妊治療費助成の拡充や多胎児家庭への支援の充実に取り組みます。また、産後ケア事業について、従来の宿泊や通所に加え、訪問サービスを実施します。さらに、妊産婦への支援として、妊産婦へのタクシー利用助成や不安を抱える妊婦へのPCR検査を実施します。

「特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援」では、増加している児童虐待に対応するため、引き続き体制を強化するとともに、DV被害者への支援に取り組みます。また、社会的養育体制の充実として、里親委託の促進やファミリーホームにおける養育体制を強化するほか、ひとり親家庭への支援として、高校生の通学定期券補助やオンラインによる就業相談の実施などに取り組みます。

「地域における子育て支援・青少年の健全育成」では、こどもの居場所づくりの全市展開や学童保育利用者を対象とした学習支援の実施により、全ての子どもたちの未来を応援します。また、「こべっこあそびひろば」を新たに1か所運営するとともに、「おやこふらっとひろば」を西区に開設します。さらに、こべっこランド・こども家庭センターの令和4年春の供用開始に向け、整備を進めるほか、青少年会館を令和3年7月に移転します。

「子育てしやすい社会環境づくりと啓発」では、子どもが生まれたご家族に対し、「こべっこウェルカムプレゼント」をお贈りするとともに、神戸市子育て応援サイト「ママフレ」を中心に、子育て情報を分かりやすく発信します。

2. 令和3年度 こども家庭局主要施策

(1) 保育ニーズに対応した受入れ枠の確保 (3,373,986 千円)

○ ①約 900 人分の保育定員を拡大 (2,682,276 千円)

※うち令和 2 年度 2 月補正 (697,294 千円)

◆保育所・認定こども園の新設・分園整備等 (11 箇所 660 人)

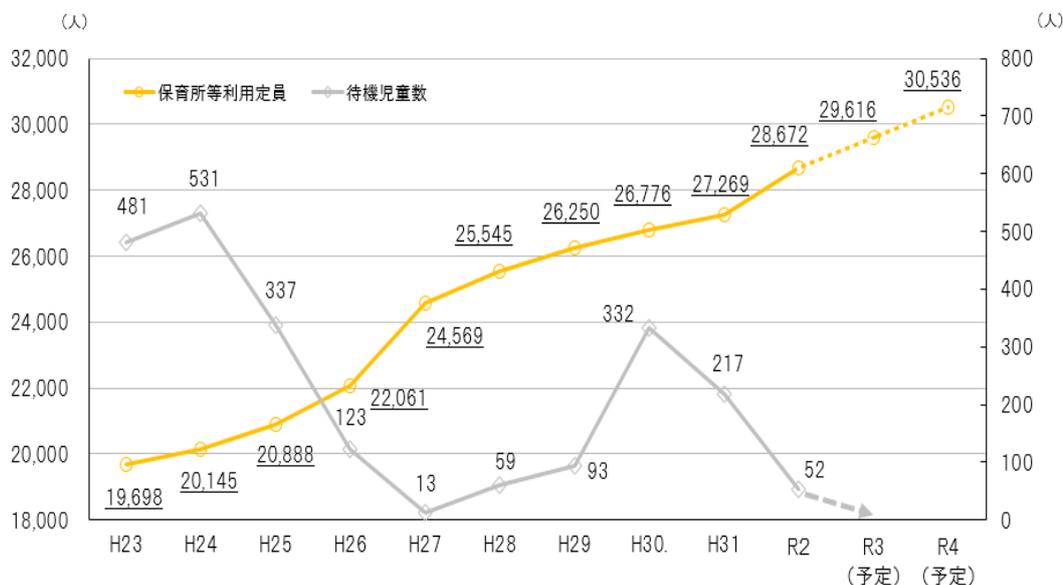
- ・東灘区 3 箇所 180 人 ・灘区 1 箇所 60 人
- ・中央区 2 箇所 120 人 ・兵庫区 1 箇所 60 人
- ・北区 2 箇所 120 人 ・垂水区 2 箇所 120 人

◆幼稚園から認定こども園への移行 (1 箇所 20 人)

◆小規模保育事業所等の整備 (13 箇所 240 人)

保育定員及び待機児童数の推移

※毎年度 4 月 1 日時点 (単位：人)



②保育定員確保対策 (691,710 千円)

◆公有財産を活用した保育定員の拡大

市営住宅跡地や旧公立幼稚園を活用した保育施設の整備により、保育定員を拡大する。

◆保育送迎ステーション

利便性の高い駅周辺に子ども (3~5 歳児) を預かるステーションを整備し、保育所まで専用バスで送迎する。



◆整備促進補助

保育所及び認定こども園の整備における事業者負担を軽減する。
(事業者負担：総事業費の 1/8)

◆認定こども園への移行奨励補助

幼稚園から認定こども園へ移行するための施設整備における事業者負担を軽減する。
(事業者負担：総事業費の 1/8)

◆サテライト型小規模保育事業の推進

保育所又は認定こども園を運営する事業者が、本園近くに小規模保育事業所を整備し、受け皿となる本園において3歳児以降の定員を拡大する場合、施設整備における事業者負担を軽減する。(事業者負担：総事業費の 1/8)

◆定員拡大促進補助

既存の施設を活用して定員拡大する場合に備品購入費及び改修費を補助する。
(定員 1 人あたり 50 万円)

◆都心部における用地・建物賃料補助

都心部における事業者の参入を支援するため、用地や建物に係る賃料を補助する。
※補助対象 用地：1/2 相当、上限 1,000 万円
建物：3/4 相当、上限 1,650 万円

◆民有不動産の活用促進補助

保育施設用途の不動産所有者に対し、固定資産税・都市計画税 10 年相当額を一括で補助する。

◆企業主導型保育事業の備品購入費補助

市内で新たに企業主導型保育事業を実施する事業者に対し、国の助成の対象とならない備品購入費を補助する。(保育定員 1 人あたり 28,500 円)

◆私立幼稚園の預かり保育の充実

預かり保育の受入れ枠を拡大した私立幼稚園について、運営費の上乗せ補助を行う。

(2) 保育人材確保・定着支援 [1,588,888 千円]

○ ①一時金給付 (634,000 千円)

保育人材の確保・定着を促進するため、新卒保育士等に対する一時金の給付及び採用3～7年目の職員に対する定着一時金の給付を行う。

※令和3～4年度の新規採用者に限り、1年目の支給額を30万円から40万円に増額



○ ②保育士宿舍借り上げ支援 (562,718 千円)

採用1～7年目までの保育士等の宿舍の借り上げ費用を補助する。

(1人あたり最大8.2万円/月⇒最大10万円/月)

※令和3～4年度の新規採用者で市外から転入した者に限り、最大10万円を補助

③保育士奨学金返還の支援 (44,040 千円)

市内在住の採用1～7年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用を補助する。

◆補助額：5,000円/月(7年間で最大42万円)

④未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援 (39,267 千円)

保育所等に子どもを預ける保育士等に対する保育料貸付に上乗せ補助を行い、保育料を1年間実質無料とする。(上限54,000円/月)

⑤潜在保育士の職場復帰支援 (6,032 千円)

潜在保育士等が非常勤職員として復職し、「朝」もしくは「夕」の時間帯、あるいは「休日」を含んで半年間勤務した場合、一時金(10万円)を支給する。

⑥スキルアップ支援 (37,501 千円)

保育士資格等の取得を目指す保育補助者等[※]に対する保育士養成校の受講料や保育士資格試験対策講座の受講料等の補助、保育士キャリアアップ研修を実施する。

※保育業務および周辺業務を補助する職員



⑦保育人材登録制度の充実 (241,608 千円)

神戸市保育士・保育所支援センターで、市内私立保育園等と潜在保育士等のマッチング支援を行うとともに、保育士等からの紹介により、潜在保育士等が人材登録した場合に、登録者と紹介者それぞれに一時金を支給する。

また、保育補助者等のマッチング支援や雇用経費に対する補助を行う。

⑧保育人材確保プロモーション (23,722 千円)

保育士等養成校の在學生や潜在保育士を対象として、主要駅での交通広告や特設WEBサイトを活用した広報等を行い、施策を効果的に発信するとともに、就職フェア等を引き続き開催する。

(3) ICT化による負担軽減 [199,483 千円]

○ ①ICTの導入による負担軽減 (187,483 千円)

登降園管理、保育の計画・記録、午睡チェック等のシステムを導入する。また、ICTを活用した行政報告や申請手続等の簡素化と負担軽減を推進する。



<システムを用いて記録を行う様子>

○ ②保護者の負担軽減および業務改善 (12,000 千円)

幼児教育・保育の無償化に伴う新たな認定（認可外保育施設等）の電子申請を開始するほか、すでに電子申請を実施している教育・保育給付認定（2・3号）について、より利便性の高いシステムを導入する。

(4) 多様な保育ニーズへの対応 [182,319 千円]

○ ①病児保育事業の充実 (27,300 千円)

施設への補助基本単価を引き上げることで、病児保育事業の運営の安定化を図る。また、利用者の利便性向上及び利用人数の増加のため、予約システム導入に要する経費を補助する。

②保育所等における医療的ケア児の受入れ (79,259 千円)

日常生活において「経管栄養」や「たんの吸引」など、医療的ケアを必要とする子どもが心身の状況に応じて、適切な保育を受けることができるよう、10 施設で受け入れを行う。

○ ③未就学児の集団活動の支援 (75,760 千円)

幼児教育・保育の無償化の対象外である幼児教育類似施設（いわゆる「森のようちえん」や外国人学校等）の利用者への支援を行う。

◆対象：3～5歳児 上限：20,000 円/月

(5) 多子世帯への支援の充実 [686,306 千円]

①保育料の減免 (508,805 千円)

幼児教育・保育の無償化の対象外である住民税課税世帯の0～2歳児の保育料について、全ての世帯において第2子半額・第3子以降を無償にする。

②一時保育利用料の減免 (48,092 千円)

保護者の傷病等により緊急・一時的に保育所等で子どもの預かりを行う一時保育において、満1～2歳児の利用料について、第2子半額・第3子以降を無償にする。

（現行の利用料：2,400 円/日 ※リフレッシュのための利用の場合 3,600 円/日）

③保育所等における副食費の第3子以降無償化 (129,409 千円)

3～5歳児の副食費について、全ての世帯において第3子以降を無償にする。

(6) 学童保育の充実 [1,200,434 千円]

○ ①学童保育施設の整備 (444,068 千円)

利用者数の増加に対応するため、学童保育の実施場所を確保する。

◆整備7か所

○ ②学童保育利用者を対象とした学習支援の実施 (61,840 千円)

学童保育の実施時間内において、学童保育利用者を対象に宿題の見守り等の学習支援を実施することで、子ども達の学習習慣の定着を図る。

※令和3年度に195施設中100施設での実施を目指す

※令和4年度までに全ての施設で実施予定



<学習支援のイメージ>

○ ③午前8時開設実施施設の拡大 (48,804 千円)

令和3年度中に、二ーズのある全施設で学校休業日(土曜日・長期休業中)における8時開設を実施する。

○ ④来退所等管理システムの導入 (133,655 千円)

児童の来退所管理や施設と保護者の連絡・情報共有のためのシステム導入に係る費用を補助し、職員の事務負担軽減や児童の安全確保を図る。

※令和4年度までに全ての施設へ導入予定



<システムのイメージ>

○ ⑤送迎支援の実施 (31,552 千円)

小学校から距離が遠い、または道路交通量が多い経路にある学童保育施設において、送迎支援を実施する。

○ ⑥民設学童保育への助成拡充 (15,965 千円)

◆賃料助成の拡充

運営の安定化を図るため、建物等に係る賃料を補助する。

(1施設あたり上限: 509,200円⇒1,500,000円)

※50万円までは全額助成、50万円を超える部分に対し1/2を助成

◆児童数増等に伴う施設移転にかかる助成

児童の受け皿確保、安全確保を図るため、児童数増等に伴う施設移転にかかる費用を補助する。(上限: 2,500千円)

⑦障がい児等への支援 (464,550 千円)

障がい児や「座って話を聞けない」など特に配慮が必要な子どもに対応する職員の増員配置等、障がい児等への支援体制を引き続き確保する。

2. 妊娠・出産・子育て期の支援

○ (1) こども医療費助成 [5,002,628 千円]

高校3年生まで全ての子どもが無料もしくは低額な負担金で医療機関を受診できるよう医療費を助成する。

- ◆入院 0～18歳：負担なし ※令和3年10月より、対象を高校生世代まで拡大
- ◆外来 0～2歳：負担なし
3～15歳：1医療機関等あたり1日上限400円を月2回 ※3回目以降無料

○ (2) 特定不妊治療費等助成 [670,378 千円]

高額な医療費に係る特定不妊治療（体外受精・顕微授精）等に要する費用を助成する。

- ◆助成額：上限30万円（申請1回あたり）
- ◆助成回数：1子ごとに6回まで（40歳以上43歳未満は3回）

(3) 妊婦健康診査費用助成 [1,070,325 千円]

妊婦の健康を保ち安心して出産できるよう、妊婦健康診査に要する費用を助成する。
（上限14回・12万円）

(4) 多胎児家庭への支援の充実 [28,550 千円]

- ◎ ①多胎妊婦に対する妊婦健康診査費用の助成 (4,429 千円)
多胎妊婦に対して、追加で25,000円分の妊婦健康診査に要する費用を助成する。
- ◎ ②多胎児家庭ホームヘルプサービス事業の実施 (22,987 千円)
育児サポーター等を派遣し、家事及び外出支援を行う。
 - ◆0歳児 上限：年48回
 - ◆1～3歳児 上限：年24回※1回2時間以内
- ◎ ③多胎妊産婦へのピアサポーターの派遣 (1,134 千円)
ピアサポーター（多胎児の育児経験のある父母）を多胎妊産婦の自宅等へ派遣し、妊娠・出産・育児に伴う不安や悩みの傾聴、相談等を行う。

(5) 産後うつ対策 [141,248 千円]

- ①産後ケア事業 (56,854 千円)
産後の育児不安が強い母親を対象に、助産所における宿泊・通所を通して、母体のケアや育児に対する手厚い支援と相談を行う産後ケア事業を引き続き実施するとともに、新たに、助産師等による訪問サービスを実施することで産後ケア事業の充実を図る。
- ②産婦健康診査費用助成 (84,394 千円)
産後2週間・1か月など出産後間もない時期の産婦に対する精神状態の把握を含めた健康診査の費用を助成する。

(6) 妊産婦への支援 [45,000 千円]

- ①妊産婦へのタクシー利用助成 (25,000 千円)
妊産婦の負担軽減を図るため、外出時のタクシー利用料を助成する（5,000円/人）
- ②不安を抱える妊婦へのPCR検査 (20,000 千円) ※令和2年度2月補正
不安を抱える妊婦を対象に分娩前PCR検査を実施する。

3. 特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援

(1) 児童虐待防止

○ ① 児童虐待に係る相談・通報への対応強化

こども家庭センターに担当係長3名を含む児童福祉司・児童心理司
合計10名及び一時保護所職員5名を増員する。



② 警察官・弁護士配置

児童虐待への対応について、警察との連携や法律的専門性を強化するため、こども家庭センターに引き続き、現職警察官及び常勤の弁護士を配置する。

③ 未就園児等全戸訪問事業

福祉サービス等を利用していない未就園児等の状況を把握するため全戸訪問を実施する。

(2) DV対策 [33,053千円]

① DV 被害者支援 (25,223千円)

配偶者暴力相談支援センターにおいて相談や情報提供、関係機関との連絡調整、カウンセリング等を実施する。

② DV 被害者支援活動補助 (5,400千円)

DV被害者が一時的に避難できる民間シェルターの運営費等や、民間支援団体による同行支援事業に対して補助を行う。

③ DV 予防啓発事業 (2,430千円)

パープルリボンキャンペーンの実施や中学校・高等学校へ専門講師を派遣するなど啓発事業を行う。

(3) 障がいのある子どもへの支援 [531,997千円]

① 障がい児支援施策推進のためのネットワーク構築 (998千円)

障がいのある子どもの支援に関する課題の共有や必要な支援策についての協議等の場として「神戸市療育ネットワーク会議」を開催する。

② 神戸市療育センター（総合・東部・西部） (530,999千円)

市内3か所の療育センターの診療所・児童発達支援センター・障害児相談支援事業所において、他の関係機関等と連携を図りながら障がいのある子どもやその保護者に対する支援を行う。

(4) 社会的養育体制の充実 [139,473千円]

① 里親委託の促進 (17,383千円)

新規里親登録を促進するため、効果的な広報啓発を行うとともに、里親委託率の向上を図るため、未委託の登録里親に対する養育技術向上のためのトレーニングを引き続き実施する。



○ ② ファミリーホームにおける養育体制の強化 (20,400千円)

入所児童の養育環境向上及び一時保護委託への対応のため、ファミリーホームの人員体制を強化する。

○ ③若葉学園の移転・再整備調査 (101,690 千円)

児童自立支援施設※若葉学園の移転・再整備について、必要な調査（土壌汚染対策法関連調査、測量業務、ボーリング調査等）を行う。

※生活指導を要する児童が入所し、自立に向けた支援を行う施設

◆移転候補地：西区玉津町（玉津健康福祉ゾーン）

(5) ひとり親家庭への支援 [365,782 千円]

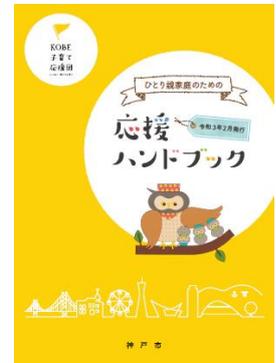
①高校生の通学定期券補助 (339,454 千円)

ひとり親家庭※の全ての高校生等に対して、対象交通機関を限定せず通学定期券の購入費を全額補助する。

※児童扶養手当受給世帯等要件あり

○ ②オンラインによる就業相談 (5,000 千円)

SNS や AI 等を活用し、忙しいひとり親家庭の親が時間を気にせず相談しやすい無料のオンライン相談を実施する。



③就職に有利な資格取得支援事業 (5,828 千円)

ひとり親家庭の親やその子どもを対象に、就職に結びつく可能性の高い資格について、無料の取得講座をオンライン等で開催し、就業を促進する。

④交流の場となる拠点づくりの支援 (9,000 千円)

民間団体が実施する、ひとり親家庭が交流する拠点づくりに係る経費を補助する。

⑤養育費確保支援の充実 (6,500 千円)

◆離婚前講座の実施

離婚協議前の父母等に対して、離婚後の生活を考える機会を提供するため、離婚前講座を開催する。(年2回)

◆養育費・面会交流等専門相談

ひとり親家庭支援センターや区役所(3か所)に家庭裁判所調査官OBを派遣し、養育費・面会交流等に関する相談業務を行う。(オンラインによる相談も実施)

◆公正証書作成費補助

養育費に関する取り決めを促進するため、公正証書等の作成費用を補助する。
(上限5万円・1回限り)

◆保証会社の利用費補助

養育費支払いの履行確保のため、養育費保証会社との契約に係る費用を補助する。
(上限5万円・1回限り)

4. 地域における子育て支援・青少年の健全育成

(1) 全ての子どもたちの未来を応援 [148,659 千円]

◎ ① こどもの居場所づくりの全市展開 (86,819 千円)

居場所の立ち上げ支援等に関するコーディネーター機能を強化する等、こどもの居場所の全市拡大を図る。

また、こども食堂への寄付食材等の配送やマッチングを行う仕組みを検討する。

◎ ② 学童保育利用者を対象とした学習支援の実施(再掲) (61,840 千円)

学童保育の実施時間内において、学童保育利用者を対象に宿題の見守り等の学習支援を実施することで、子ども達の学習習慣の定着を図る。

(2) 地域における子育て環境づくりの推進 [157,096 千円]

○ ① 「こべっこあそびひろば」の運営 (64,344 千円)

学齢前の子どもが遊びを通じて体力・知力の向上を図ることができるよう、室内で安全に思い切り遊べる拠点「こべっこあそびひろば」を運営する。

◆東部(六甲アイランド) 令和3年4月 開設予定

※北部(岡場) 令和元年7月 開設

※西部(現西図書館跡) 令和5年春 開設予定



<東部(六甲アイランド)のイメージ>

○ ② 「おやこふらっとひろば」の運営 (92,752 千円)

子育て中の親と子が孤立しないよう、気軽に集える「おやこふらっとひろば」を各区役所等に開設する。

◆西区: 令和3年度中開設予定(区役所新庁舎内)

※中央区: 令和4年度開設予定(区役所新庁舎内)

※垂水区: 令和4年度開設予定(垂水区文化センター体育室跡)

愛垂児童館と平磯児童館を統合した児童館と一体的に整備

※東灘・灘・兵庫・北・長田・須磨区については開設済み



<長田区>

○ (3) こべっこランド・こども家庭センターの移転拡充 [3,476,336 千円]

こべっこランドを再整備するとともに、児童相談所の子どもたちを取り巻く施設環境を抜本的に改善し、増加する相談件数に対応するため、令和4年春の供用開始に向け整備を進める。

◆移転場所: 兵庫区上庄通1丁目1番(地下鉄海岸線 和田岬駅より徒歩約5分)



<完成イメージ>

(4) 青少年の居場所・活動拠点 [16,000 千円]

新しい青少年会館を令和3年7月にハーバーセンター内に開設する。

◆移転場所: 中央区東川崎町1丁目

また、現在の西図書館跡の一部に、ユースステーション西を再整備する

◆令和5年春開設予定

5. 子育てしやすい社会環境づくりと啓発

(1) こべっこウェルカムプレゼント 【158,896 千円】

子どもが生まれたご家族を祝福し、神戸の魅力が詰まった「こべっこウェルカムプレゼント」をお贈りする。

※第1子:1万円 第2子:1.5万円 第3子以降:3万円
相当のカタログギフト



(2) 「子育てにあたたかい街こうべ」の発信 【29,676 千円】

①子育て情報の総合的な発信 (5,954 千円)

神戸市子育て応援サイト「ママフレ」を中心に、「切れ目のない子育て支援」や「子育て環境の良さ」をわかりやすく市内外に情報発信する。



②保育人材確保プロモーション(再掲) (23,722 千円)

保育士等養成校の在學生や潜在保育士を対象として、主要駅での交通広告や特設 WEB サイトを活用した広報等を行い、施策を効果的に発信するとともに、就職フェア等を引き続き開催する。

(3) 児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援 【542,300 千円】

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、児童福祉施設等が購入する消毒液やマスク等に係る費用を補助する。

※令和2年度2月補正

3. 一 般 会 計

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金額	款 項	金額
17 使用料及手数料	717,226	4 民生費	124,446,325
1 使用料	717,226	1 民生総務費	12,821,484
18 国庫支出金	44,879,524	3 こども家庭費	101,832,189
1 負担金	39,221,944	8 民生施設整備費	9,792,652
2 補助金	5,657,580	5 衛生費	4,046,892
19 県支出金	17,098,506	1 衛生総務費	1,165,864
1 負担金	13,911,221	2 公衆衛生費	2,881,028
2 補助金	3,187,285	13 教育費	308,394
20 財産収入	51,623	1 教育総務費	308,394
2 財産運用収入	51,623	15 諸支出金	722,000
21 寄附金	3,200	2 過年度支出	722,000
2 寄附金	3,200		
22 繰入金	6,663		
2 基金繰入金	6,663		
24 諸収入	10,140,606		
1 納付金	1,528,605		
2 措置費受入	5,352,059		
4 受託事業収入	55,556		
5 貸付金元利収入	2,819,309		
7 雑入	385,077		
25 市債	4,153,000		
1 市債	4,153,000		
歳入合計	77,050,348	歳出合計	129,523,611

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	717,226	790,824	△73,598	
1 使用料	717,226	790,824	△73,598	
3 民生使用料	717,226	790,824	△73,598	
3 保育所	511,800	581,105	△69,305	市立保育所保育料等
4 総合児童センター	212	212	-	研修室等
11 児童発達支援センター	195,562	199,855	△4,293	ひまわり学園等
12 自立援助ホーム	4,320	4,320	-	子供の家
13 青少年会館	5,332	5,332	-	会議室等
18 国庫支出金	44,879,524	44,836,664	42,860	
1 負担金	39,221,944	40,152,782	△930,838	
1 民生費負担金	38,960,829	39,980,028	△1,019,199	
3 児童措置費負担金	5,536,156	5,864,703	△328,547	児童福祉措置費に対する負担金 負担率1/2
4 こども給付費負担金	16,574,473	16,851,054	△276,581	施設型給付費・地域型保育給付費に 対する負担金 負担率10/10又は1/2
5 児童手当費負担金	14,780,904	15,217,660	△436,756	児童手当費に対する負担金 負担率37/45又は4/6
6 児童扶養手当費負担金	2,008,222	1,989,206	19,016	児童扶養手当費に対する負担金 負担率1/3
7 児童相談所費負担金	61,074	57,405	3,669	こども家庭センターに対する負担金 負担率1/2
2 衛生費負担金	261,115	172,754	88,361	
1 保健衛生費負担金	261,115	172,754	88,361	小児慢性特定疾病医療費等に 対する負担金 負担率1/2
2 補助金	5,657,580	4,683,882	973,698	
2 民生費補助	5,180,587	4,386,344	794,243	
4 こども育成費補助	227,146	200,909	26,237	児童福祉法施行に要する事務費等に対する 補助金 補助率10/10,3/4,1/2又は1/3
8 民間施設老朽改修費補助	2,564,106	1,825,086	739,020	民間社会福祉施設の老朽改修費に 対する補助金 補助率2/3,1/2又は1/3
9 こども青少年費補助	1,314,372	1,380,694	△66,322	児童福祉法施行に要する事務費等 に対する補助金 補助率2/3,1/2又は1/3
10 児童相談所費補助	42,259	36,177	6,082	児童福祉法施行に要する事務費等 に対する補助金 補助率1/2
11 保育振興費補助	1,032,704	943,478	89,226	児童福祉法施行に要する事務費等 に対する補助金 補助率3/4,2/3,1/2又は1/3

(単位:千円)

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明						
			3	衛	生	費	補	助	455,858	274,642	181,216								
			1	保	健	衛	生	費	補	助	455,858	181,216	母子保健事業に対する補助金 補助率1/2又は1/3						
			11	教	育	費	補	助	21,135	22,896	△1,761								
			1	奨	学	援	助	費	補	助	21,135	△1,761	補足給付に対する補助金 補助率1/3						
19	県	支	出	金	17,098,506	17,028,647	69,859												
			1	負	担	金	13,911,221	13,984,695	△73,474										
			1	民	生	費	負	担	金	13,911,221	13,984,695	△73,474							
			1	児	童	手	当	費	金	3,228,730	3,300,204	△71,474	児童手当費に対する負担金 負担率1/6又は4/45						
			5	児	童	措	置	費	金	1,690,684	1,685,829	4,855	児童福祉措置費に対する負担金 負担率1/4						
			6	こ	ど	も	給	付	費	金	8,991,807	8,998,662	△6,855	施設型給付費・地域型保育給付費に 対する負担金 負担率1/4					
			2	補	助	金	3,187,285	3,043,952	143,333										
			3	民	生	費	補	助	3,092,639	2,957,969	134,670								
			1	こ	ど	も	医	療	費	補	助	1,200,063	1,240,852	△40,789	こども医療費に対する補助金 補助率10/10又は1/2				
			2	ひ	と	り	親	家	庭	等	医	療	費	補	助	121,998	121,620	378	ひとり親家庭等医療費に対する補助金 補助率2/5
			3	児	童	福	祉	費	助	1,770,578	1,595,497	175,081	児童福祉法施行に要する事務費等に対する補助金 補助率10/10,1/2,1/3,3/10,1/4又は1/6						
			4	衛	生	費	補	助	73,511	63,087	10,424								
			3	保	健	衛	生	費	補	助	73,511	63,087	10,424	母子保健事業に対する補助金 補助率1/2,1/3又は1/4					
			11	教	育	費	補	助	21,135	22,896	△1,761								
			8	奨	学	援	助	費	補	助	21,135	△1,761	補足給付に対する補助金 補助率1/3						
20	財	産	収	入	51,623	22,500	29,123												
			1	財	産	運	用	収	入	51,623	22,500	29,123							
			1	貸	地	料	51,573	19,687	31,886										
			3	一	般	土	地	51,573	19,687	31,886		私立保育園等							
			2	貸	家	料	50	2,813	△2,763										
			7	一	般	建	物	50	2,813	△2,763		湊川児童館							

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
21 寄 附 金	3,200	10,200	△7,000	
1 寄 附 金	3,200	10,200	△7,000	
2 其 他 寄 附	3,200	10,200	△7,000	
7 こども家庭局	3,200	10,200	△7,000	
22 繰 入 金	6,663	122,363	△115,700	
2 基 金 繰 入 金	6,663	122,363	△115,700	
1 基 金 繰 入 金	6,663	122,363	△115,700	
1 都 市 整 備 等 基 金 繰 入 金	-	46,400	△46,400	
10 子 ども 交 流 支 援 基 金 繰 入	6,663	6,663	-	
13 奨 学 金 返 還 支 援 基 金 繰 入 金	-	69,300	△69,300	
24 諸 収 入	10,140,606	10,967,148	△826,542	
1 納 付 金	1,528,605	1,502,978	25,627	
2 民 生 費 納 付 金	1,528,605	1,502,978	25,627	
4 こども医療費	1	1	-	
5 ひとり親家庭等 医 療 費	1	1	-	
6 児 童 福 祉 施 設	1,527,191	1,501,553	25,638	学童保育料等
7 日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー	1,412	1,423	△11	災害共済給付制度掛金保護者負担分
2 措 置 費 受 入	5,352,059	5,409,507	△57,448	
1 民 生 施 設 入 措 置 費 受 入	5,352,059	5,409,507	△57,448	
2 自 立 援 助 ホ ー ム	16,978	22,266	△5,288	自立援助ホーム子供の家16人
3 児 童 自 立 支 援 施 設	174,335	174,335	-	若葉学園130人
4 保 育 所	4,774,570	4,832,010	△57,440	市立保育所56か所, 5,928人
5 児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー	386,176	380,896	5,280	市立児童発達支援センター4か所, 246人
4 受 託 事 業 収 入	55,556	53,172	2,384	
2 其 他 受 託 収 入	55,556	53,172	2,384	

(単位:千円)

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明							
			1 民 生 施 設	55,556	53,172	2,384	保育所等における他都市からの受託収入													
	5	貸	付	金	元	利	収	入	2,819,309	3,605,969	△786,660									
	1	民	生	費	貸	付	金	返	還	2,819,309	3,605,969	△786,660								
		3	父	子	家	庭	児	童	福	祉	資	金	貸	付	金	4,548	5,532	△984		
		4	施	設	児	童	自	立	促	進	資	金	貸	付	金	180	180	-		
		6	民	間	施	設	整	備	資	金	貸	付	金	2,814,581	3,600,257	△785,676				
	7	雑	入	385,077	395,522	△10,445														
	5	償	還	金	188,855	190,279	△1,424													
		8	児	童	相	談	所	1,254	2,635	△1,381	職員食費等									
		9	児	童	自	立	支	援	施	4,395	4,395	-	職員食費等							
		10	保	育	所	177,953	177,953	-	入所児童給食費											
		12	児	童	発	達	支	援	セ	ン	タ	ー	5,216	5,260	△44	職員食費等				
		45	母	子	生	活	支	援	施	37	36	1								
	6	受	講	料	3,664	3,986	△322													
		4	こ	ど	も	青	少	年	市	民	講	座	3,664	3,986	△322					
	9	雑	入	192,558	201,257	△8,699														
		9	こ	ど	も	家	庭	局	192,558	201,257	△8,699									
25	市	債	4,153,000	3,397,000	756,000															
1	市	債	4,153,000	3,397,000	756,000															
	1	民	生	債	4,153,000	3,397,000	756,000													
		1	民	生	施	設	整	備	事	業	公	債	4,153,000	3,397,000	756,000	児童福祉施設の整備にかかる起債承認見込額				
歳	入	合	計	77,050,348	77,175,346	△124,998														

(3) 歳出予算の説明

第4款 民生費

第1項 民生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
4 民 生 費	124,446,325	122,847,165	1,599,160	60,428,276	4,153,000	10,891,729	48,973,320
1 民生総務費	12,821,484	12,609,056	212,428	17,844	-	-	12,803,640
1 職員費	12,821,484	12,609,056	212,428	17,844	-	-	12,803,640

1 職員費

こども家庭局所属職員の給料, 職員手当等の経費

12,821,484 千円

第3項 こども家庭費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
4 民 生 費							
3 こども家庭費	101,832,189	100,853,597	978,592	58,555,826	234,000	7,904,513	35,137,850
1 こども総務費	214,232	246,037	△31,805	-	-	643	213,589
2 こども育成費	1,789,662	1,669,157	120,505	235,243	-	655,081	899,338
3 保育振興費	7,234,119	6,980,660	253,459	1,569,517	-	5,608,384	56,218
4 こども青少年費	6,555,652	6,468,040	87,612	2,429,932	234,000	818,353	3,073,367
5 児童措置費	11,590,850	11,448,832	142,018	7,240,001	-	637,944	3,712,905
6 こども給付費	40,827,824	40,221,878	605,946	25,639,519	-	-	15,188,305
7 こども医療費	5,306,517	5,135,913	170,604	1,200,063	-	2	4,106,452
8 ひとり親家庭等医療費	566,587	574,139	△7,552	121,998	-	1	444,588
9 児童手当費	21,285,384	21,858,750	△573,366	18,009,634	-	-	3,275,750
10 児童扶養手当費	6,063,317	5,992,223	71,094	2,008,222	-	-	4,055,095
11 児童相談所費	341,848	202,225	139,623	101,697	-	1,453	238,698
12 児童自立支援施設費	56,197	55,743	454	-	-	182,652	△126,455

1 こども総務費

子ども・子育て支援施策の総合的推進等に要する経費

(1) こべっこウェルカムプレゼント	158,896 千円
(2) 子育て情報の発信	5,954 千円
(3) 子育て応援サイトの運営	3,928 千円
(4) KOBE子育て応援団	483 千円
(5) 命の感動体験学習等	3,373 千円
(6) 子育て応援メール配信	5,107 千円
(7) 児童福祉法施行(こども企画課所管分)事務等	36,491 千円

2 こども育成費

要保護児童対策、ひとり親家庭対策等に要する経費

(1) 児童虐待防止対策	89,202 千円
(2) 施設入退所児童対策	48,659 千円
(3) 児童の緊急一時保護	13,308 千円
(4) 児童養護施設等の人材確保	75,884 千円
(5) DV被害者支援対策	38,795 千円
(6) 里親制度の広報・啓発	4,456 千円
(7) 子育てリフレッシュステイ事業	21,806 千円
(8) 自立援助ホーム子供の家の運営	93,000 千円
(9) 児童自立支援施設の老朽化対策	101,690 千円
(10) ひとり親家庭支援	544,824 千円
(11) 療育センターの運営	311,266 千円
(12) 障害児療育寄附講座	60,000 千円
(13) 障害児支援	23,167 千円
(14) 民間社会福祉施設運営助成等	109,281 千円
(15) 児童福祉法施行(家庭支援課所管分)事務等	254,324 千円

3 保育振興費

各種保育施策に要する経費

(1) 保育人材確保対策	1,351,018 千円
(2) ICT化による業務負担軽減	187,273 千円
(3) 一時保育、預かり保育	844,656 千円
(4) 病児保育	411,186 千円
(5) 延長保育	315,689 千円
(6) 障害児保育	621,463 千円
(7) 医療的ケア児の受け入れ	79,259 千円
(8) 保育士等研修事業	34,921 千円
(9) 民間社会福祉施設運営助成等	2,273,022 千円
(10) 市立保育所の運営	920,937 千円
(11) 滞納保育料対策	7,192 千円
(12) 保育サービスコーディネーターの配置	538 千円
(13) 社会福祉法人への移管保育所の保育環境整備	1,988 千円
(14) 児童の安全・安心対策	5,986 千円
(15) 地域子育て支援センター事業	24,237 千円
(16) 児童福祉法施行(子育て支援部所管分)事務等	154,754 千円

4 こども青少年費

児童及び青少年健全育成等に要する経費

(1) こべっこあそびひろばの整備、運営	64,344 千円
(2) 区役所等を活用した地域子育て支援拠点の運営	79,377 千円
(3) ファミリー・サポート・センター事業	25,568 千円
(4) 地域主体の子育て支援	108,176 千円
(5) 総合児童センターの運営等	260,090 千円
(6) 児童館の運営等	1,654,813 千円
(7) 学童保育の充実	3,888,827 千円
(8) 神戸っ子のびのびひろばの推進	151,201 千円
(9) 子どもの居場所づくりの支援	86,819 千円
(10) 青少年施策の推進	29,932 千円
(11) 青少年の自立と自己実現の支援	174,241 千円
(12) 神戸市青少年会館の移転	15,000 千円
(13) 青少年の国際交流・若年者就労支援等	10,392 千円
(14) 児童福祉法施行(こども青少年課所管分)事務等	6,872 千円

5 児童措置費		
児童福祉法による児童福祉施設への入所に要する経費		11,590,850 千円
6 こども給付費		
子ども・子育て支援法による施設型給付及び地域型保育給付に要する経費		40,827,824 千円
7 こども医療費		
子どもの医療費の助成に要する経費		5,306,517 千円
8 ひとり親家庭等医療費		
ひとり親家庭等の医療費の助成に要する経費		566,587 千円
9 児童手当費		
児童手当の支給に要する経費		21,285,384 千円
10 児童扶養手当費		
児童扶養手当の支給に要する経費		6,063,317 千円
11 児童相談所費		
こども家庭センターの運営等に要する経費		341,848 千円
12 児童自立支援施設費		
若葉学園の運営に要する経費		56,197 千円

第8項 民生施設整備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
4 民 生 費							
8 民 生 施 設 費	9,792,652	9,384,512	408,140	1,854,606	3,919,000	2,987,216	1,031,830
1 児 童 福 祉 施 設 費	9,792,652	9,384,512	408,140	1,854,606	3,919,000	2,987,216	1,031,830

1 児童福祉施設整備費

児童福祉施設の整備等に要する経費

(1) 保育所・認定こども園整備助成等	2,346,636 千円
(2) 小規模保育事業整備助成	332,000 千円
(3) 事業所内保育事業整備助成	3,000 千円
(4) 保育所用地の確保	37,770 千円
(5) 児童館整備事業等	112,462 千円
(6) 総合児童センターの移転拡充	3,297,808 千円
(7) 公立保育所再整備事業	108,355 千円
(8) 民間社会福祉施設整備融資等	2,921,655 千円
(9) 児童養護施設等の環境改善事業	36,025 千円
(10) その他児童福祉施設老朽改修等	596,941 千円

第5款 衛生費

第1項 衛生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
5 衛 生 費	4,046,892	3,768,269	278,623	790,484	-	27,589	3,228,819
1 衛 生 総 務 費	1,165,864	1,156,868	8,996	31,654	-	12,665	1,121,545
1 職 員 費	1,165,864	1,156,868	8,996	31,654	-	12,665	1,121,545

1 職員費

子ども家庭局所属職員の給料, 職員手当等の経費

1,165,864 千円

第2項 公衆衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
5 衛 生 費							
2 公 衆 衛 生 費	2,881,028	2,611,401	269,627	758,830	-	14,924	2,107,274
1 保 健 衛 生 費	2,881,028	2,611,401	269,627	758,830	-	14,924	2,107,274

1 保健衛生費

母子保健, 難病施策等に要する経費

(1) 母子保健指導	9,438 千円
(2) 多胎児家庭への支援	28,550 千円
(3) 子育て世代包括支援センター事業	53,835 千円
(4) 産後ケア事業等	59,819 千円
(5) ハイリスク児の子育て教室	3,349 千円
(6) 母子健康づくり	798 千円
(7) 妊婦健康診査	1,070,325 千円
(8) 産婦健康診査	84,394 千円
(9) 乳幼児健康診査	195,383 千円
(10) 新生児聴覚検査	49,860 千円
(11) 先天性代謝異常等検査	39,729 千円
(12) 未熟児養育医療及び妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護費	96,424 千円
(13) 特定不妊治療費助成	670,378 千円
(14) 養育支援訪問事業	14,211 千円
(15) 妊産婦への移動支援	25,000 千円
(16) 思春期ヘルスケア事業	4,971 千円
(17) 小児慢性特定疾病医療費助成等	438,324 千円
(18) 母子保健法施行事務等	36,240 千円

第13款 教育費

第1項 教育総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
13 教 育 費	308,394	319,758	△11,364	42,270	-	-	266,124
1 教 育 総 務 費	308,394	319,758	△11,364	42,270	-	-	266,124
4 奨 学 援 助 費	308,394	319,758	△11,364	42,270	-	-	266,124

4 奨学援助費

私立幼稚園振興対策等に要する経費

(1) 私立幼稚園振興対策等

308,394 千円

第15款 諸 支 出 金

第2項 過年度支出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金	722,000	305,000	417,000	717,000	-	-	5,000
2 過 年 度 支 出	722,000	305,000	417,000	717,000	-	-	5,000
1 過 年 度 支 出	722,000	305,000	417,000	717,000	-	-	5,000

1 過年度支出

保育料及び国庫支出金等の過年度返還に要する経費

(1) 過年度支出(こども家庭局)

722,000 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳			
			国県支出金	市債	その他	一般財源
(1) こべっこウェルカムプレゼント事業	令和3年度 ～ 令和4年度	44,000	-	-	-	44,000
(2) おやかふらっとひろば運営(西区)	令和3年度 ～ 令和6年度	30,000	-	-	-	30,000
(3) 公立保育所ICT導入事業	令和3年度 ～ 令和7年度	367,000	22,000	-	-	345,000
(4) 御影保育所外構改修	令和3年度 ～ 令和4年度	29,000		25,000	-	4,000
(5) 桜の宮保育所整備事業	令和3年度 ～ 令和4年度	287,000	255,000	25,000	-	7,000
(6) 桜の宮児童館整備事業	令和3年度 ～ 令和4年度	79,000	48,000	24,000	-	7,000
(7) 令和3年度民間施設整備 資金貸付損失補償	令和3年度 ～ 令和33年度	2,100,000	-	-	2,100,000	-

4. 特 別 会 計

〔1〕母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(1) 歳入歳出予算一覽

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 事業収入	160,847	1 事業費	160,847
1 繰入金	4,000	1 貸付金	156,612
2 繰越金	18,002	2 貸付諸費	4,235
3 諸収入	138,845		
歳入合計	160,847	歳出合計	160,847

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 事 業 収 入	160,847	166,003	△5,156	
1 繰 入 金	4,000	4,000	-	
1 母子福祉資金 一般会計繰入金	3,879	3,879	-	
1 母子福祉資金 一般会計繰入金	3,879	3,879	-	一般会計からの所要額の繰入
2 寡婦福祉資金 一般会計繰入金	121	121	-	
1 寡婦福祉資金 一般会計繰入金	121	121	-	一般会計からの所要額の繰入
2 繰 越 金	18,002	21,722	△3,720	
1 母子福祉資金 繰越	1,273	2,187	△914	
1 母子福祉資金 繰越	1,273	2,187	△914	
2 寡婦福祉資金 繰越	128	425	△297	
1 寡婦福祉資金 繰越	128	425	△297	
3 父子福祉資金 繰越	16,601	19,110	△2,509	
1 父子福祉資金 繰越	16,601	19,110	△2,509	

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
3 諸 収 入	138,845	140,281	△1,436	
1 母子福祉資金 貸付金元利収入	131,142	133,261	△2,119	
1 母子福祉資金 貸付金元利収入	131,142	133,261	△2,119	
母子福祉資金 貸付金預金利子	-	13	△13	
母子福祉資金 貸付金預金利子	-	13	△13	
2 寡婦福祉資金 貸付金元利収入	6,122	6,423	△301	
1 寡婦福祉資金 貸付金元利収入	6,122	6,423	△301	
寡婦福祉資金 貸付金預金利子	-	1	△1	
寡婦福祉資金 貸付金預金利子	-	1	△1	
3 父子福祉資金 貸付金元利収入	1,581	583	998	
1 父子福祉資金 貸付金元利収入	1,581	583	998	
歳 入 合 計	160,847	166,003	△5,156	

(3) 歳出予算の説明

第1款 事業費

第1項 貸付金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 事 業 費	160,847	166,003	△5,156	-	-	156,847	4,000
1 貸 付 金	156,612	161,666	△5,054	-	-	156,612	0
1 1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 金	132,187	135,131	△2,944	-	-	132,187	0
2 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	6,243	6,842	△599	-	-	6,243	-
3 父 子 福 祉 資 金 貸 付 金	18,182	19,693	△1,511	-	-	18,182	-

1 母子福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子福祉資金貸付に要する経費 132,187 千円

2 寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく寡婦福祉資金貸付に要する経費 6,243 千円

3 父子福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく父子福祉資金貸付に要する経費 18,182 千円

第2項 貸付諸費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 事 業 費							
2 貸 付 諸 費	4,235	4,337	△102	-	-	235	4,000
1 母 子 福 祉 資 金 事 務 費	4,107	4,209	△102	-	-	228	3,879
2 寡 婦 福 祉 資 金 事 務 費	128	128	-	-	-	7	121

1 母子福祉資金事務費

母子福祉資金の貸付事務に要する経費

4,107 千円

2 寡婦福祉資金事務費

寡婦福祉資金の貸付事務に要する経費

128 千円

5. 議

案

第14号議案

神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(こども医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市こども医療費助成に関する条例(昭和48年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] <u>(5) 高校生等 18歳の誕生日の前日</u> <u>以後の最初の3月31日までの間に</u>	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略]

ある者（乳児，幼児等，小児及び児童を除く。）であつて，神戸市重度障害者医療費助成に関する条例又は神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成を受けていない者をいう。

(6) 乳幼児等 乳児，幼児等，小児，児童及び高校生等をいう。

(助成の範囲)

第4条 市は，次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち，国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約，定款，運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について，対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等，小児，児童及び

(5) 乳幼児等 乳児，幼児等，小児及び児童をいう。

(助成の範囲)

第4条 市は，次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち，国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約，定款，運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について，対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等，小児及び児童の

高校生等の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額（対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1) 対象乳幼児等が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養を除く。）、療養費（食事療養を除く。）、訪問看護療養費若しくは特別療養費（食事療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象乳幼児等に係る家族療養費（食事療養を除く。）、家族訪問看護療養費又は特別療養

入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額（対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けられるときは、この限りでない。

(1) 対象乳幼児等が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養を除く。）、療養費（食事療養を除く。）若しくは特別療養費（食事療養及び指定訪問看護事業者による療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象乳幼児等に係る家族療養費（食事療養を除く。）又は特別療養費の支給を受けたとき。

費の支給を受けたとき。

2～6 [略]

(資格の認定等)

第5条 [略]

2 [略]

3 前項の受給者証の様式は、市長が別に定める。

4 [略]

5 資格の喪失は、対象乳幼児等の18歳の誕生日以後の最初の4月1日からとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

6 [略]

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、医療に関する給付が第三者の行為によるものであり、かつ、資格者がその者から当該医療に関する給付(第4条第1項各号のい

2～6 [略]

(資格の認定等)

第5条 [略]

2 [略]

3 前項の受給者証の様式は、市長の定めるところにより、乳児に係る医療費の助成、幼児等に係る医療費の助成、小児に係る医療費の助成及び児童に係る医療費の助成の全てについて共通のものとすることができ、これらの医療費の助成のうち2のものについて共通のものとすることができ、又はこれらの医療費の助成ごとに別のものとすることができる。

4 [略]

5 資格の喪失は、対象乳幼児等の15歳の誕生日以後の最初の4月1日からとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

6 [略]

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、給付理由が第三者の行為によるものであり、かつ、資格者がその者から療養費に相当する損害賠償を受けたときは、その価額の

ずれかに掲げるときに係るものに限る。)に係る損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和54年3月条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号(規則で定める特別の理由があるときは、各号(第3号を除く。))のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号(規則で定める特別の理由があるときは、各号(第3号を除く。))のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p>

ア～ウ [略]

エ 父子家庭の父が監護する児童

オ [略]

(3), (4) [略]

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者、社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金

ア～ウ [略]

エ 父子家庭の父が監護する児童

（以下「父子家庭の児童」という。）

オ [略]

(3), (4) [略]

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者、社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金

を控除した額（対象者である児童（第2条第3号アに掲げる者に限る。）の入院に係る医療費の場合にあつては、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）、療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）、訪問看護療養費若しくは特別療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養費（食事療養及び生活療養を除く。）、家族訪問看護療養費又は特別療養費の支給を受けたとき。

(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは

を控除した額を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養及び生活療養を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）若しくは特別療養費（食事療養、生活療養及び指定訪問看護事業者による療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養費（食事療養及び生活療養を除く。）又は特別療養費の支給を受けたとき。

(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養及び生活療養を除く。）、

特別療養費の支給を受けたとき。

2～7 [略]

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、医療に関する給付が第三者の行為によるものであり、かつ、受給資格者がその者から当該医療に関する給付（第4条第1項各号のいずれかに掲げるときに係るものに限る。）に係る損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき。

2～7 [略]

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、医療に関する給付が第三者の行為に因るものであり、かつ、その者から受給資格者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中神戸市こども医療費助成に関する条例第11条の改正規定及び第2条中神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第10条の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日

(2) 第1条中神戸市こども医療費助成に関する条例第4条第1項各号の改正規定及び第2条中神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条第1項各号の改正規定 令和3年7月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、施行日（この条例による改正

後の神戸市こども医療費助成に関する条例第4条第1項各号の規定及びこの条例による改正後の神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条第1項各号の規定にあつては、令和3年7月1日。以下同じ。)以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当(以下「診療等」という。)に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定を施行するために必要となる申請、資格の認定その他の準備行為は、施行日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定の例によりすることができる。

理 由

こども医療費助成の対象者の範囲を拡大し、及びひとり親家庭等医療費助成の助成の範囲を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第15号議案

神戸市青少年会館条例及び神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件

神戸市青少年会館条例及び神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市青少年会館条例及び神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第1条 神戸市青少年会館条例（昭和55年4月条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第8条関係）

施設			使用料（単位 円）							
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	午前 （午前 9時から 正午まで）	午後 （午後 1時から 午後5時 まで）	夜間 （午後 5時30分 から午後 9時まで）	午前・ 午後 （午前 9時から 午後5時 まで）	午後・ 夜間 （午後 1時から 午後9時 まで）	終日 （午前 9時から 午後9時 まで）	時間外 の使用 （1時間 未満の端 数は、1 時間とし て計算す る。） につき	
多 目 的 室	A	47	32	2,800	3,800	3,300	5,900	6,300	8,300	1,000
	B	40	27	2,400	3,200	2,800	5,000	5,400	7,100	800
サ ー ク ル 室	A	87	59	5,200	7,000	6,100	10,900	11,700	15,400	1,800
	B	39	24	2,200	2,900	2,500	4,400	4,700	6,300	800
サ ー ク ル 室	B	32	20	1,800	2,400	2,000	3,600	3,900	5,200	600
	C	32	20	1,800	2,400	2,000	3,600	3,900	5,200	600
	D	25	15	1,300	1,800	1,600	2,800	3,000	4,000	500
	会議室	40	24	2,200	2,900	2,600	4,500	4,800	6,400	800
音楽室	77	41	4,600	6,100	5,300	9,600	10,300	13,600	1,600	

改正前

別表（第8条関係）

施設			使用料（単位 円）							
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	午前 （午前 9時から 正午まで）	午後 （午後 1時から 午後5時 まで）	夜間 （午後 5時30分 から午後 9時まで）	午前・ 午後 （午前 9時から 午後5時 まで）	午後・ 夜間 （午後 1時から 午後9時 まで）	終日 （午前 9時から 午後9時 まで）		
研修室	85	50	5,000	6,700	5,900	10,500	11,300	14,900		
サ ー ク ル 室	1	35	20	1,900	2,500	2,200	3,900	4,200	5,600	
	2	35	20	1,900	2,500	2,200	3,900	4,200	5,600	
	3	35	20	1,900	2,500	2,200	3,900	4,200	5,600	
	4	25	15	1,300	1,800	1,600	2,800	3,000	4,000	
	5	50	30	2,700	3,600	3,100	5,600	6,000	8,000	
会議室	50	20	3,800	5,000	4,400	7,900	8,500	11,200		
談話室	50	20	3,800	5,000	4,400	7,900	8,500	11,200		

練習室	66	35	4,000	5,300	4,600	8,200	8,800	11,700	1,400
-----	----	----	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------

備考 多目的室A Bは、多目的室A及び多目的室Bを1室として使用するときをいう。

レクリ エーシ ョンホ ール	120	80	7,100	9,500	8,300	14,900	16,000	21,100
音楽室	76	40	4,500	6,000	5,200	9,400	10,100	13,400
視聴覚 室	65	20	3,800	5,100	4,500	8,100	8,600	11,400
和室	30	15	1,800	2,400	2,100	3,700	4,000	5,300
工作室	76	20	4,500	6,000	5,200	9,400	10,100	13,400
	個人使用の場合 1人1時間につき 150							

第2条 神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例（令和2年10月条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、神戸市青少年会館条例及び神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例（令和3年 月条例第 号）の公布の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（準備行為）</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の神戸市青少年会館条例（以下「新条例」という。）第4条に掲げる施設についての新条例第6条第1項の許可その他必要な準備行為は、この条例の施行の前においてもすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>

附 則
（施行期日）

1 この条例は、神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例（令和2年10月条例第27号）の施行の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の神戸市青少年会館条例第8条第1項から第3項までの規定による使用料の徴収その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

理 由

神戸市青少年会館の移転に伴い使用料を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。